

「自動車等乗入道築造」事務取扱要領

福井市 建設部 監理課

令和2年4月1日改訂

1. 福井市では、車両等が車道部から歩道部を介して民有地に乗入る場合、その行為を行おうとする者（以下、「申請者」という。）が道路管理者の定めた基準により、歩道を横断するための施設（以下、「乗入施設」という。）を設置しなくてはならない。よって、道路法第24条の規定に基づき、道路管理者以外の者の行う工事として乗入施設を設置する場合の一般的な承認基準を次のとおりとする。
 - (1) 乗入施設は、歩行者の安全を確保するため必要最小限の幅とし、道路外の施設又は場所（以下、「路外施設」という。）の存する敷地の道路に接する長さ（間口）以内かつ、主として乗入する車両等の種類に応じて、別表第1「乗入規格表」を標準とする。また、歩道の無い市道等に車両乗入口を設置する場合も、最小限の幅とし、設置に際してはこの設置基準に準拠するものとする。

なお、乗入幅について、次に掲げる場合で、周囲の状況から交通安全上特に支障ないと認められる場合は拡張することができる。その場合の乗入幅は、別図第2を標準とする。

 - 1) 住宅等で、複数台の車両を道路に向かって並列に駐車する必要があると認められる場合。
 - 2) 駐車スペースの形状から、別表第1によると車両の出入が困難な場合。
 - (2) 乗入部及びすり付け部の構造は、別図第3「歩道改築標準図」及び別表第2「舗装厚表」によること。
 - (3) 乗入箇所は、原則として出入対象路外施設について1箇所とし、出入口を分離する必要がある路外施設等特別の事情（大規模駐車場、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等）がある場合、及び特に大型の貨物自動車等の出入する場合は、2箇所まで承認することができる。
 - (4) 既設の乗入箇所と隣接して設置する場合は、原則として新設乗入部と既設乗入部との離隔距離を3m以上とする。ただし、すり付け部は含まない。
 - (5) 次に掲げる箇所以外の箇所であること。
 - a 横断歩道の中及び前後5m以内の部分。
 - b トンネルの前後各50m以内の部分。
 - c 乗合自動車停留所の中。ただし、乗合自動車の停留所を表示する標柱又は標示板のみ設けられている場合は、その位置から各10m以内の部分。
 - d 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から前に5m以内の部分。
 - e 交差点の中（ただしT字型交差点のつきあたり部分を除く。）及び交差点の側端又は道路の曲り角（停止線がある場合は停止線）から5m以内の部分。
 - f バス停車帯の部分。（cの部分を除く）
 - g 橋梁の部分。
 - h 横断防止柵、ガードレール及び駒止の設置されている部分。ただし、撤去について所轄警察署と意見が一致した区間を除く。
 - i 交通信号機、道路照明柱の移転の必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者の負担により移設をする場合は除く。
 - j 路面電車の安全地帯の前で、車道幅が狭くなっている部分。
 - k 歩道たまり場部分。
 - (6) 次に掲げる場合は承認を与えることができないものとする。
 - a 出入対象路外施設に車庫、その他自動車を保管する場所のないもの。
 - b 交通量の少ない他の道路にも面し、直接乗入する必要の認められないもの。
 - (7) 官民境界沿いに側溝がある場合は、別表第3「側溝表」によること。
 - (8) 官民境界がL型側溝の場合は、別図第4「L型側溝」によること。

- (9) 官民境界沿いに地先境界ブロックがある場合は、別図第5「地先境界ブロック」によること。
- (10) 視覚障害者用の誘導ブロックがある場合は、原則として、道路管理者が認めた材料を使用し復旧すること。ただし、溶融式は認めない。なお、既設舗装やブロック等との取付部に段差が生じないよう十分注意して施工すること。
- (11) 乗入施設の設置により街路樹が支障となる場合には、申請者の負担により移植することとし、移植場所については道路管理者の指示によること。
- (12) 乗入箇所以外の場所から自動車が入り出るおそれのある場合は、駒止等を設置する等の措置をとること。(別図第1「駒止等設置図」参照)
- (13) 自動車の出入口とするための歩道改築の承認申請が、民家等にその家屋所有者の自家用車が出入りするもので、自動車の出入り回数が少ない場合等であり、交通安全上特に支障のないと認められる場合は、(5)のa後段、bからd、fは原則として適用しないものとする。
- (14) (5)のeの禁止箇所のうち、住宅地等の比較的交通量の少ない箇所では、交差点の側端又は道路の曲り角から2m以内に禁止の区域を縮小することができる。
- (15) 下水道の分流区域において、乗入設置箇所に道路の街渠柵等がある場合は、排水管を含め申請者の負担において移設すること。
- (16) 下水道の合流区域において、乗入設置箇所に雨水柵がある場合は、移設の必要有無について下水道部局に協議すること。
- (17) 乗入施設を使用しなくなる(なった)場合は、申請者の負担において乗入施設を撤去し歩道を復旧すること。
- (18) 乗入れ施設を設置する箇所に街区基準点がある場合、申請者の負担において施工完了後に復元すること。
- (19) 乗入部を拡張する場合、舗装部分については継ぎ足しをせず、既設部を含め全体を施工すること。
- (20) 申請者等が、乗入施設の交通の安全を図るため、乗入部に隣接する歩車道境界ブロックを塗装する場合は、原則として塗装色を黄色(マンセル値7.5 Y 8.5 / 12相当)とし、塗装できる部分は、すり付け部の切下げブロック等を含む1.2m以内とする。(別図第6「車道境界ブロック塗装図」参照)
 なお、塗装後は申請者が適切な維持管理を行い、経年劣化等により塗装が変色した場合には、塗り直し等の措置をとるものとし、塗装を要しなくなったときには原形に復旧するものとする。

2. 申請書類は、道路工事施工承認申請書(様式1)に次の書類を添付のうえ2部提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 現況・計画平面図(申請乗入れ施設等、申請場所の車道・歩道、雨水(街渠)柵・植樹柵・街路灯などの道路施設の位置、路外施設内の建物・駐車場・車庫の配置など、申請場所付近の状況を寸法表記の上記載すること。)
- (3) 断面図(必要事項を記入すること。)
- (4) 誓約書
- (5) 安全対策図
- (6) 着手前現況写真(乗入施設等設置予定位置を示すこと。)
- (7) 構造図・軌跡図・車検証の写し等(必要な場合のみ。)

3. 承認条件は次のとおりとし、承認のとき付するものとする。

- (1) 一般条件は次の各号のとおりとする。

一般条件

申請内容及び以下に掲げる条件に違反し、承認を取り消された時は、道路を原形に回復すること。

工事着手前に道路交通法第77条第1項の規定による所轄警察署長の許可を受けること。

承認を受けた工事期間に着手できない特別の事情があるとき又は完成する見込がないときは、あらかじめ道路管理者に届け出て必要な指示を受けること。

道路工事承認（指令書及び道路使用許可）書は道路管理者の指示に従い常時提示できるようにしておくこと。

工事により道路構造物等を損傷したときは、速やかに道路管理者に届出、その指示を受けて、申請者の負担により完全に復旧すること。

工事により第三者に損害を与えたときは、申請者の負担において損害を賠償する等の処置をすること。

工事の実施にあたっては、危険防止のため必要な措置を講じ、一般交通に支障を与えないよう特に注意するとともに、路面を汚損しないこと。

既存官民境界杭を工事により一時撤去した場合は、工事完成後申請者の負担により復旧すること。

工事施工にあたっては、工事材料等を施工区域外の歩車道に置かないようにするとともに、掘削土砂等は道路に堆積することなく、速やかに搬出すること。また、工事完了後、残土、残材料等があるときは、これを速やかに道路敷外に搬出し、付近を清浄にし、道路管理上及び交通上支障のないようにすること。

工事が完了したときは、道路管理者に施工前・施工中各工程における施工状況・路盤及び基礎コンクリート厚の検測結果等、施工後不可視になる部分・施工後の写真を添付した完了届を速やかに届出、検査を受け、新設した工作物等を市に引継ぎすること。

検査の結果、手直し改造等を命じられたときは、これに従い申請者の負担で施工し、再検査を受けること。

工事による発生品は道路管理者の指示により、指示する場所に搬入すること。

道路管理者が引継後2ケ年以内に申請工事に係る工作物の瑕疵を発見した場合、または工作物が破損した場合（第三者の故意又は過失による場合を除く）は、道路管理者の指示により申請者の負担で補修しなければならない。

ただし、自動車乗入のための歩道等の改築工事については、前項の規定に拘らず道路管理者の指示により申請者の負担においてその後の補修をしなければならないことがある。

工事に伴って移植した街路樹が、移植後1年以内に枯死した場合には補償すること。

（2）特別条件はその工事に必要な特別条件とし、道路管理者が調査の上、付するものとする。

別表第1 乗入規格表

申請目的により通行の可能性のある自動車等の種類を判断し、下表を適用する。

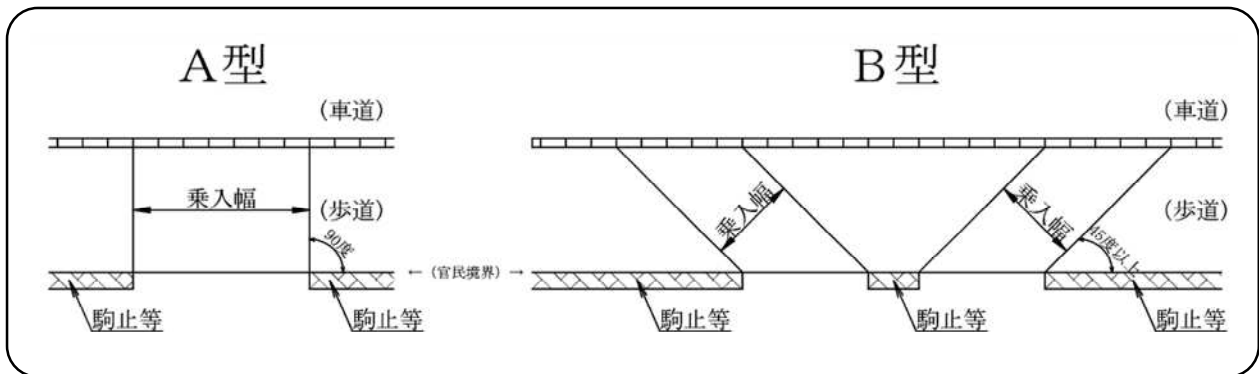
型式	車種	A型	B型
		幅	幅
	人及び車椅子（フラット又はセミフラットに限る）	1.2 m以下	
種	乗用自動車 小型貨物自動車	4.2 m以下	
種	普通貨物自動車等 （6.5 t以下）	8.4 m以下	7.0 m以下
種	大型及び中型貨物自動車等 （6.5 tを超えるもの）		

注）表中のA型、B型は別図第1「駒止等設置図」及び別図第3「歩道改築標準図」のA型、B型をいう。

種については、土地利用計画及び利用車両の走行軌跡図等により判断し、必要最小限の幅とする。

- （1） 取付方法については、別図第1を標準とし、特殊な箇所については別途考慮することができる。
- （2） 出入する車種の最大のものを適用する。
- （3） 車種はいずれも單車の場合である。駐車場等利用車両が多い施設や、トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所等で対向車線にはみ出すなど、道路管理者がやむを得ないと認める場合については、理由書を添付することで、別途考慮することができる。
- （4） 乗入幅の数値はA型、B型いずれも乗入方向に直角方向の長さとする。

別図第1 駒止等設置図



別表第2 舗装厚表

乗入規格表による車種により下表を適用する。

種別	車種	コンクリート舗装		アスファルト舗装			平板ブロック舗装 インターロッキングブロック舗装		
		コンクリート	路盤	再生密粒度 アスコン	再生粗粒度 アスコン	路盤	ブロック	敷砂	路盤
人及び車椅子		周辺一般部と共通とする							
種	乗用自動車 小型貨物自動車	15 cm	10 cm	5 cm		25 cm	8 cm	3 cm	25 cm
種	普通貨物自動車等	20 cm	20 cm	5 cm	5 cm	25 cm	8 cm	3 cm	35 cm
種	大型貨物自動車 中型貨物自動車等	25 cm	25 cm	5 cm	10 cm	30 cm			

- (1) 舗装厚は出入する車種の最大のものを適用する。
- (2) 車種が自家用の種、種であり、出入りの頻度が少ない場合には、周辺一般部との連続性を持たせるため、舗装種別をアスファルト舗装又は平板ブロックもしくはインターロッキングブロックとする。また、車種が種であり出入りの頻度が少ない場合には、周辺一般部との連続性を持たせるため、舗装種別をアスファルト舗装とすることができる。なお、その他の場合には原則としてコンクリート舗装とする。
- (3) コンクリート舗装の場合コンクリート舗装要綱によるものとし生コンクリートの呼び強度(設計基準強度) $f_{ck} = 21 \text{ N/mm}^2$ 以上とし、大型車の出入りがある場合等、必要に応じメッシュ筋を設置すること。
- (4) アスファルト舗装の場合はアスファルト舗装要綱によるものとする。
- (5) 路盤材料は、原則として再生クラッシャーラン(RC-40)を使用するものとする。ただし、路盤厚<15cmの場合はクラッシャーラン(C-30)を使用すること。
- (6) 申請者の都合により乗入幅を縮小する場合においても、舗装厚は減じないものとする。
- (7) 上表は申請者自らが施工する場合であり、道路管理者の工事と同時施工で道路管理者が施工する場合の舗装厚については別途考慮できるものとする。
- (8) 特殊な舗装や縁石を使用している路線では、道路整備時の仕様に基づいて別途考慮するものとする。
- (9) 平板ブロック及びインターロッキングブロック舗装の乗入部には、透水性ブロックは使用しないこと。
- (10) 種であっても、店舗、集合住宅等の駐車場等利用車両が多い施設については、種型を適用する。

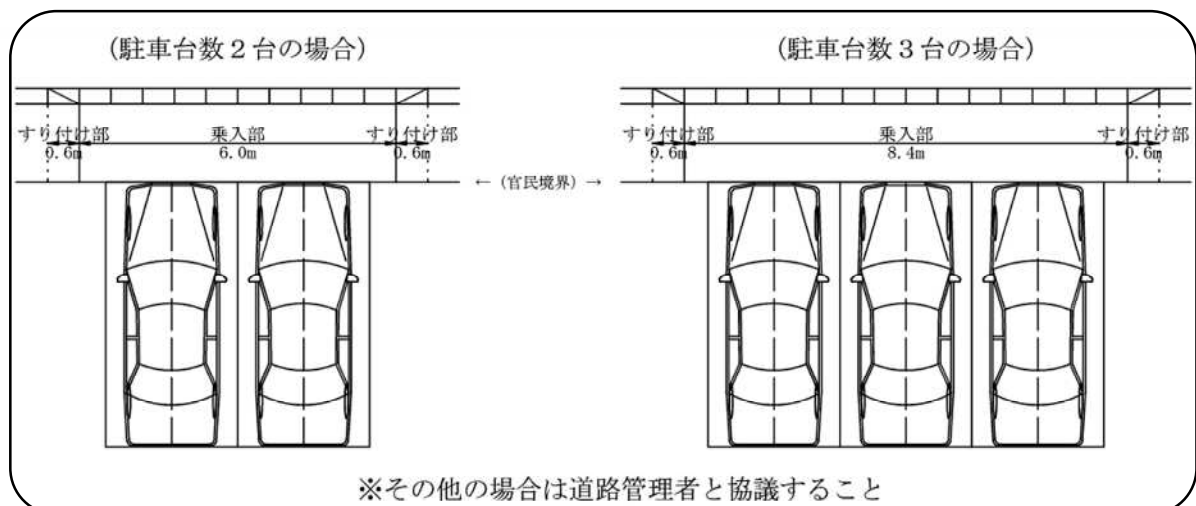
別表第3 側溝表

乗入規格表による車種により下表を適用する。

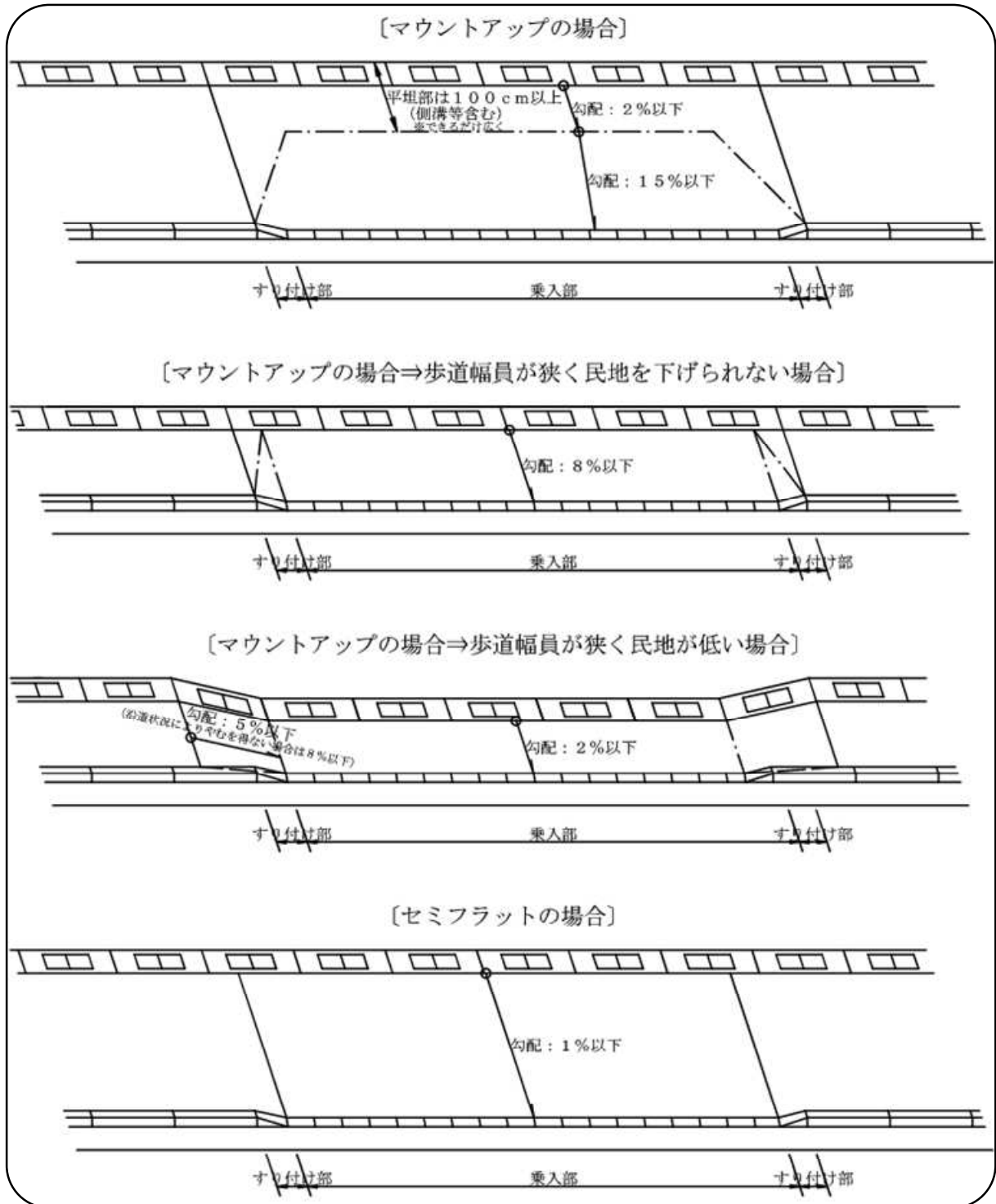
型式	側溝	蓋
種	既設側溝使用可。ただし、既設側溝が現場打、歩道用もしくは蓋を設置できない構造である場合は、落ちふた式側溝（車道用）自由勾配側溝（縦断用もしくは横断用）に布設替すること。 なお、既設側溝がない場合は、落ちふた式側溝（車道用）自由勾配側溝（縦断用もしくは横断用）を新設すること。	コンクリート蓋 もしくは グレーチング蓋 （T - 25 対応）
種 種	既設側溝が現場打もしくは歩道用、落ちふた式側溝（車道用）あるいは自由勾配側溝であっても縦断用である場合は、自由勾配側溝（横断用）に布設替すること。	グレーチング蓋 （T - 25 対応）

- (注1) 種であっても、店舗、集合住宅等の駐車場等利用車両が多い施設については、種型を適用する。
- (注2) 蓋をグレーチングとする場合は全て落ちふた式であることとし、上ぶた式(羽根付き：引っ掛け型)は認めない。
- (注3) 埋設型枠を使用する場合、T - 25 対応とすること。
- (注4) 側溝の布設替もしくは新設が困難な場所については、道路管理者と協議すること。

別図第2



別図第3 歩道改築標準図

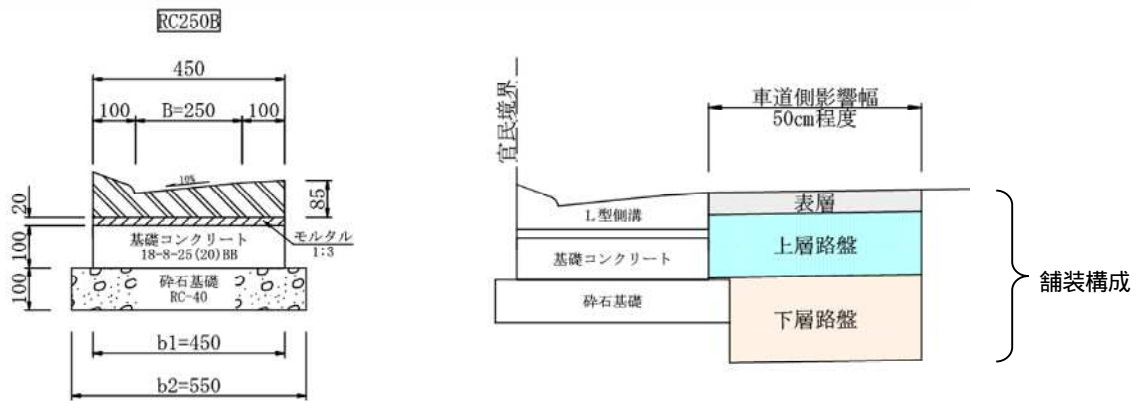


民地側にへい等を設置することが確実な場合は、駒止等の設置を省略することができる。
 車両の安全な通行に支障をきたすことのないよう、必要に応じすり付け部を考慮する。
 勾配の変化する箇所に、角を設ける必要は無い。
 その他の場合は、道路管理者に協議すること。

別図第4 L型側溝

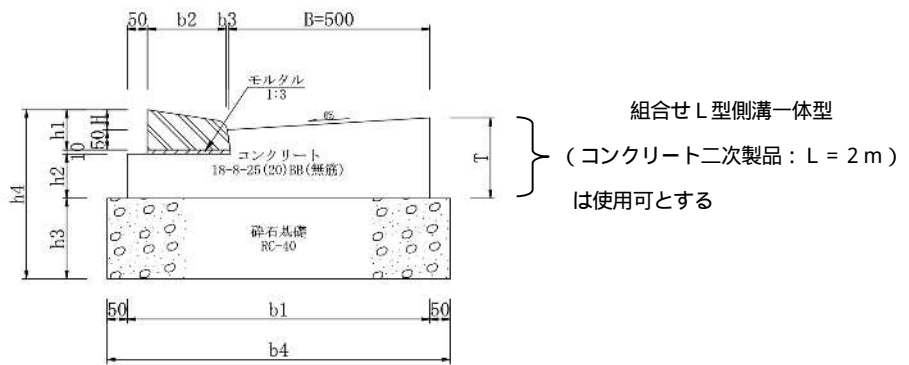
- 現場状況により使用する側溝を決定すること。
- 種の場合は、組合せL型側溝を使用すること。ただし、組合せL型側溝一体型（コンクリート二次製品：L = 2 m）の使用は認める。
- 歩道が無くL型側溝のみを入れ替える場合、組合せL型側溝が使用可能な場合は組み合わせL型側溝を使用できる。
- 基礎（碎石、コンクリート）も含めて施工すること。なお、既設基礎が流用可能な場合は使用を認める。
- プレキャストL型側溝の場合、工事による車道側影響幅は50 cm程度とし、車道の通行区分に応じて復旧すること。

【プレキャストL型側溝】



※官民境界に設置する場合はb2とb1を同一にできる (注) 舗装構成は道路管理者に問い合わせること

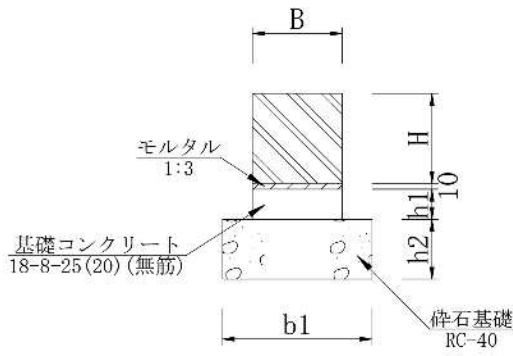
【組合せL型側溝】



※官民境界に設置する場合はb4とb1を同一にできる

種別	寸法表(単位：mm)										
	B	H	T	b1	b2	b3	b4	h1	h2	h3	h4
種	500	50	200	715	160	5	815	100	110	200	420
	500	50	200	750	195	5	850	100	110	200	420
	500	50	200	755	200	5	855	100	110	200	420
種	500	50	250	715	160	5	815	100	160	250	520
	500	50	250	750	195	5	850	100	160	250	520
	500	50	250	755	200	5	855	100	160	250	520

別図第5 地先境界ブロック



形式	寸法表(単位: mm)				
	B	H	b1	h1	h2
A種	120	120	220	100	200
B種	150	120	250	100	200
C種	150	150	250	100	200

ブロック形式は現況に合わせること。
乗入部への適用は 種までとし、 種の場合は道路管理者と協議すること。

別図第6 歩車道境界ブロック塗装図

